

新旧対照表

改正後		現 行	
群馬県認可外保育施設指導監督実施要綱		群馬県認可外保育施設指導監督実施要綱	
第1章 総則 第1条～第2条 略 第3条 この要綱において、認可外保育施設の種別を以下のように規定する。 (1) 略 (2) 届出対象外施設 児童福祉法施行規則第49条の2第1項に規定する届出の対象外となる施設であり、以下のように分類する。		第1章 総則 第1条～第2条 略 第3条 この要綱において、認可外保育施設の種別を以下のように規定する。 (1) 略 (2) 届出対象外施設 児童福祉法施行規則第49条の2第1項に規定する届出の対象外となる施設であり、以下のように分類する。	
施設の種別	内容	施設の種別	内容
①店舗内保育施設	店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の児童を保育することを目的として設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の児童を保育する施設であるもの。(例：デパート、自動車教習所や診療所等に付置された施設。これらの施設であっても利用者が顧客であるか否か、利用が役務の提供を受ける間のみか否かが明らかでない場合は、届出対象となる。) 複数の店舗又は事業所が共同で設置するものを含む。	①店舗内保育施設	店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の児童を保育することを目的として設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の児童を保育する施設であるもの。(例：デパート、自動車教習所や診療所等に付置された施設。これらの施設であっても利用者が顧客であるか否か、利用が役務の提供を受ける間のみか否かが明らかでない場合は、届出対象となる。) 複数の店舗又は事業所が共同で設置するものを含む。
②親族間等の預かり合い	設置者の4親等内の親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有するものを対象とするもの。(例：利用乳幼児の保護者と親しい友人や隣人等。この場合であっても、広く一般に利用者の募集を行うなど、不特定多数を対象に業として保育を行っている者が、たまたま親しい知人や隣人の子どもを預かる場合は届出の対象となる。)	②親族間等の預かり合い	設置者の4親等内の親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有するものを対象とするもの。(例：利用乳幼児の保護者と親しい友人や隣人等。この場合であっても、広く一般に利用者の募集を行うなど、不特定多数を対象に業として保育を行っている者が、たまたま親しい知人や隣人の子どもを預かる場合は届出の対象となる。)
③臨時設置保育施設	半年を限度として臨時に設置されるもの。(例：イベント付置施設等)	③臨時設置保育施設	半年を限度として臨時に設置されるもの。(例：イベント付置施設等)
④保育機能施設	認定こども園法第3条第3項に規定する連携施設(幼稚園型認定こども園)を構成する保育機能施設。(幼稚園を設置す	④保育機能施設	認定こども園法第3条第3項に規定する連携施設(幼稚園型認定こども園)を構成する保育機能施設。(幼稚園を設置する者

<p>る者が当該幼稚園と併せて設置している施設において、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものは届出の対象となる。) _____</p>	<p>が当該幼稚園と併せて設置している施設において、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものは届出の対象となる。) <u>なお、この場合は当該幼稚園を担当する部署の所管となる。</u></p>
<p>(指導監督の事項及び方法)</p> <p>第4条 この要綱に基づく指導監督は、別添の群馬県認可外保育施設指導監督基準(以下、「指導監督基準」という。)により実施する。ただし、知事が特に認めた場合には、指導監督基準の一部を適用しないことができる。</p> <p>2 前項の規定に関わらず、知事は、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書(以下、「証明書」という。)の交付を希望する又は既に交付されている施設に対しては、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(<u>令和6年3月29日こ成保第206号子ども家庭庁成育局長通知</u>)の別添「認可外保育施設指導監督基準」により指導監督を行う。</p> <p>第2章 届出及び報告等</p> <p>第5条～第6条 略</p> <p>(開設等の届出)</p> <p>第7条 届出対象施設の設置者は、事業開始後1月以内に、認可外保育施設設置届出書(<u>様式1-1、様式1-2又は様式1-3</u>)を提出する。</p> <p>2～6 略</p> <p>第8条 略</p> <p>(報告徴収)</p> <p>第9条 知事は、県内全ての認可外保育施設の設置者又は管理者に対して、認可外保育施設運営状況報告書(<u>様式4-1、様式4-2又は様式4-3</u>)の提出を、年1回以上、文書により、回答期限を付して求める。</p> <p>2 知事は、認可外保育施設において以下の事例が発生した場合には、その設置者又は管理者に対して速やかに報告を求める。</p> <p>(1) 当該施設の管理下において、死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等の重大な事故が生じた場合 (<u>教育・保育施設等事故報告書</u>(様式5))</p>	<p>(指導監督の事項及び方法)</p> <p>第4条 この要綱に基づく指導監督は、別添の群馬県認可外保育施設指導監督基準(以下、「指導監督基準」という。)により実施する。ただし、知事が特に認めた場合には、指導監督基準の一部を適用しないことができる。</p> <p>2 前項の規定に関わらず、知事は、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書(以下、「証明書」という。)の交付を希望する又は既に交付されている施設に対しては、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(<u>平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知</u>)の別添「認可外保育施設指導監督基準」により指導監督を行う。</p> <p>第2章 届出及び報告等</p> <p>第5条～第6条 略</p> <p>(開設等の届出)</p> <p>第7条 届出対象施設の設置者は、事業開始後1月以内に、認可外保育施設設置届出書(<u>様式1又は様式1-2</u>)を提出する。</p> <p>2～6 略</p> <p>第8条 略</p> <p>(報告徴収)</p> <p>第9条 知事は、県内全ての認可外保育施設の設置者又は管理者に対して、認可外保育施設運営状況報告書(<u>様式4又は様式4-2</u>)の提出を、年1回以上、文書により、回答期限を付して求める。</p> <p>2 知事は、認可外保育施設において以下の事例が発生した場合には、その設置者又は管理者に対して速やかに報告を求める。</p> <p>(1) 当該施設の管理下において、死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等の重大な事故が生じた場合 (<u>認可外保育施設における事故等報告書</u>(様式5))</p>

<p>(2) 当該施設に、24 時間かつ週のうちおおむね 5 日程度以上入所している児童がいる場合（認可外保育施設における長期滞在児報告書（様式 6））</p> <p>3～5 略</p> <p>第 3 章～第 4 章 略</p> <p>第 5 章 証明書 （証明書の交付）</p> <p>第 1 5 条 知事は、第 4 条第 2 項の指導監督を行った結果、当該施設が基準を満たすと認めた場合には、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（令和 6 年 3 月 29 日こ成保第 218 号こども家庭庁成育局長通知）に基づき、証明書を交付する。</p> <p>第 1 6 条 略</p> <p>第 6 章 情報の提供等 第 1 7 条～第 1 8 条 略</p> <p>（こども家庭庁への報告）</p> <p>第 1 9 条 知事は、第 1 1 条、第 1 3 条、第 1 4 条の措置を講じた場合は、こども家庭庁に報告する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 15 年 10 月 10 日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。 ただし、前橋市内に所在する認可外保育施設については平成 21 年 1 月 1 日より適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 26 年 1 月 9 日から適用する。</p>	<p>(2) 当該施設に、24 時間かつ週のうちおおむね 5 日程度以上入所している児童がいる場合（認可外保育施設における長期滞在児報告書（様式 6））</p> <p>3～5 略</p> <p>第 3 章～第 4 章 略</p> <p>第 5 章 証明書 （証明書の交付）</p> <p>第 1 5 条 知事は、第 4 条第 2 項の指導監督を行った結果、当該施設が基準を満たすと認めた場合には、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成 17 年 1 月 21 日雇児発第 0121002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、証明書を交付する。</p> <p>第 1 6 条 略</p> <p>第 6 章 情報の提供等 第 1 7 条～第 1 8 条 略</p> <p>（厚生労働省への報告）</p> <p>第 1 9 条 知事は、第 1 1 条、第 1 3 条、第 1 4 条の措置を講じた場合は、厚生労働省に報告する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 15 年 10 月 10 日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。 ただし、前橋市内に所在する認可外保育施設については平成 21 年 1 月 1 日より適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 26 年 1 月 9 日から適用する。</p>
--	---

<p>附則 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 29 年 1 月 4 日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。 ただし、指導監督基準第 8 の（1）別表 5 の規定については、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、令和 4 年 9 月 15 日から適用する。</p> <p><u>附則</u> <u>この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。</u></p>	<p>附則 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 29 年 1 月 4 日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。 ただし、指導監督基準第 8 の（1）別表 5 の規定については、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、令和 4 年 9 月 15 日から適用する。</p>
---	---